三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
五　第８条第４項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
六　その他必要な事項
（随意契約に関する記録）
第14条　契約責任者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。
（苦情の処理）
第15条　総務・経理本部長又は支社長は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる社員を指定するものとする。
（特定調達契約に関する統計）
第16条　総務・経理本部長は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。
（実施手続）
第17条　この規程に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務について必要な事項は、別に定める。

附　則（平成25年度規程第10号）

1　この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
2　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 24 日

西日本高速道路株式会社

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

西日本高速道路株式会社物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める細則

（目的）
第１条　この細則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束（以下「国際約束」という。）を実施するため、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号。以下「契約細則」という。）第77条の規定に基づき、契約細則の特例について定めるものとする。
（定義）
第２条　この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。
二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう。
四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等又は特定役務若しくは同一の種類の二以上の物品等又は特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。
（適用範囲）
第３条　この細則は、会社が締結する調達契約であって、当該調達契約に係る契約制限価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の契約制限価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の契約制限価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。
一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
二　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額
三　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
四　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
2　前項の契約制限価格は、調達契約に関し、単価についてその契約制限価格が定められる場合にあっては、当該契約制限価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の契約制限価格の合計額とする。
（競争参加者の資格に関する審査等）
第４条　財務担当取締役は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約細則第７条第１項に定める競争参加資格の審査については、随時に、行わなければならない。
2　財務担当取締役は、契約細則第７条第１項の規定により一般競争に参加するために必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項及び契約細則第７条第２項に規定する申請の時期、方法等について、官報により公示しなければならない。
3　財務担当取締役は、契約細則第７条第１項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
4　財務担当取締役は、契約細則第７条第１項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに当該資格の基本となるべき事項及び契約細則第７条第２項に規定する申請の時期、方法等について、官報により公示しなければならない。
5　財務担当取締役は、第２項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　調達する物品等又は特定役務の種類
二　契約細則第７条第１項に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続
（一般競争の公告）
第５条　契約責任者（西日本高速道路株式会社契約規程（平成17年規程第13号）第５条第１項第１号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）が特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その